

事業評価小委員会の運営について（案）

事業評価小委員会の運営については、社会資本整備審議会建築分科会官公庁施設部会運営規則に規定するもののほか、下記によるものとする。

記

（委員の任期）

- 第1（1）小委員会の委員の任期は、2年とする。
（2）委員は、再任されることができる。ただし、6年を限度とする。

（小委員会の議事）

- 第2（1）小委員会は、委員の3分の1が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
（2）小委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。